

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

平成27年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び条例等に基づき、自立支援給付、自立支援医療及び地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。</p> <p>1. 自立支援医療の申請受付・支給決定等 2. 介護給付費又は特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理及び給付決定、給付費の支給等 3. 補装具費の支給申請の受理及び支給決定、補装具費の支給等 4. 地域相談支援給付費の支給申請の受理及び支給決定、給付費の支給等 5. サービス利用計画作成費の支給申請の受理及び支給決定、給付費の支給等 6. 高額障害福祉サービス費の支給申請の受理及び給付決定、給付費の支給等 7. 地域生活支援事業の支給申請の受理及び支給決定、給付費等の支払い等</p>
③システムの名称	<p>1. 日常生活用具費システム 2. 補装具費システム 3. 障害者総合支援システム 4. 障害児通所支援システム 5. 精神通院公費システム 6. 共通基盤連携サーバー 7. 住民基本台帳システム 8. 団体内統合宛名システム 9. 個人住民税システム 10. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 日常生活用具費情報ファイル 2. 補装具費情報ファイル 3. 障害者総合支援情報ファイル 4. 障害児通所支援情報ファイル 5. 精神通院公費情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の84項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の16、26、56の2、57、87、108、109、110、116項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長	地域福祉課長 高橋 正俊
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>滝沢市役所 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>滝沢市役所 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

